**東京都社会福祉協議会の例**

Ⅰ－４　評議員選任・解任委員会運営細則

（目的）

第１条　本細則は、社会福祉法人○○会定款第○条○項（※１）に規定された、社会福祉法人○　○会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）における評議員の選任・解任手続等を定めたものである。

|  |
| --- |
| ※１　「第○条○項」については、本細則の決議前に定款変更が行われることが前提となります。その際、厚労省事務連絡「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について」と同様の定款変更を行った場合は「第６条１項」となります。 |

（委員の構成）

第２条　委員会は、監事○名、事務局員○名、外部委員○名の合計○名で構成する。（※２）

２　理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に出席しなければならない。

|  |
| --- |
| ※２　外部委員については、法人関係者でない、中立的な立場にある外部の方を委員とすること（評議員における特殊関係者を別紙１～３を参照）となります。 |

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、就任後４年以内に終丁する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。

２　委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第○条第○項（※３）に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

|  |
| --- |
| ※３　「第○条○項」については、本細則の決識前に定款変更が行われることが前提となります。その際、厚労省事務連絡「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について」と同様の定款変更を行った場合は「第６条２項」となります。 |

(委員の解任)

第４条　委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の３分の　２以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1)心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2)職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第５条委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

２委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。

３委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(招集)

第６条　委員会は、理事長が招集する。

（招集通知）

第７条　理事長は、委員会の日の１週間前までに、各委員会委員（以下委員）に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員長)

第８条　委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

２　委員長は、委員会の議長とする。

（評議員の選任）

第９条　評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

　（１）理事会は、理事会で決議された様式１「次期評議員候補者推薦書」（※４）を委員会に提出する。

　（２）理事会（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、「次期評議員候補者推薦書」（※４）記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

（３）委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦甞」（※３）について審饂を行い、評議員の選任について決議を行う。

|  |
| --- |
| ※４　この細則では評議員候補者推薦にあたり、理事会が様式１「次期評議員候補者推薦書」の作成を行い、この推薦書は委員会への説明資料、さらに委員会の審議資料としています。  これは委員会の運営を適正に行うために便宜的に用意した様式となります。各法人で本様式を必要としない場合には、下記の条文を規定することにより本様式を使用しないこともできます。  第９条　評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。  　（１）評議員候補者は、理事会が委員会に推薦する。  　（２）理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に、当該候補者の経歴、当該候補者を評議員候補者とした理由、当該候補者と当該法人および役員等との関係、当該候補者の兼職状況を説明しなければならない。  （３）委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員選任の決議を行う。 |

（評議員の解任）

第１０条　評議員の解任は、以下の各号の手続を経るものとする。

　（１）理事会（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。

　（２）委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。

　（３）委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第１１条　委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員のＯ名以上が出席し、かつ、外部委員の○名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第１２条　委員会の議事については、議事録を作成する。

２　議事録は書面をもって作成し、委員長および出席した委員が記名押印しなければならない。

３　議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

　　(１)委員会が開催された年月日及び場所

　　(２)委員会の議事の経過の要領及びその結果

　　(３)委員会に出席した理事の氏名

　　(４)委員会の委員長が存するときは。委員長の氏名

４　第１項の議事録は、委員会の日から１０年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

　(補則)

第１３条　この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第１４条　この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則

この規則は、平成○年○月○日から施行する。

※この評議員選任・解任委員会運営細則は、厚生労働省が示した定款例等をもとに現時点での状況でモデルとして作成したものです。各法人の実情に合わせてご検討ください。